

岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、岡谷市内において再生可能エネルギー設備（以下「設備」という。）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う設置者（公共団体を除く。以下同じ。）が、市及び住民等（住民、地権者等及び関係区をいう。以下同じ。）に対して事業概要を明らかにするための手続きや設備の設置・管理等に当たり配慮すべき事項等を定めることにより、自然環境、防災及び景観その他住民の生活環境等（以下「生活環境等」という。）に配慮するとともに、設置者と市及び住民等相互の理解の下、再生可能エネルギー利用の円滑な促進を図り、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

2 基本理念

- (1) 再生可能エネルギーの利用は、設置者、市、住民等が相互の連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。
- (2) 再生可能エネルギーの利用に当たっては、生活環境等への配慮が適正に行われなければならない。

3 定義

- (1) 「再生可能エネルギー」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第22号）第4条に規定するエネルギー源を使用するものをいう。
- (2) 「設備」とは、前号に定めるエネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。

4 対象設備

次に掲げる設備を対象とし、適用の範囲は別紙1のとおりとする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

- (1) 太陽光を利用した発電設備（10kW以上。ただし、自ら居住する住宅の屋根に設置するものを除く。）
- (2) 小水力を利用した発電設備（10kW以上）
- (3) 風力を利用した発電設備（10kW以上）
- (4) バイオマスを利用した発電設備（10kW以上）

- (5) その他設備（太陽熱等自然界に存在するエネルギーの利用）で前各号に掲げる発電設備と同程度の規模のもの

5 対象地域

このガイドラインは、岡谷市全域を対象とする。ただし、市域に属さない場合であっても本市に影響を及ぼすおそれがある場合は、このガイドラインに沿った調整等を行うよう設置者に求めるものとする。

6 配慮すべき事項等

設備の設置等を行う設置者は、次に掲げる事項について、配慮するよう努めるとともに、関係法令等（別紙2参照）を遵守するものとする。

(1) 設備の設置等に当たり配慮すべき事項

ア 生活環境等の保全等の観点から下記に掲げる区域への設置は、極力避けること。

- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 保安林
- ・ 上記のほか、災害発生の可能性が高い土地

イ 立木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し、最小限にとどめること。

ウ 盛土や切土等の土地の形状変更等を行う場合は、最小限にとどめ、できるだけ勾配を緩和して法面の安定化を図り、必要に応じて土留め設備等を設置する等、法面の保護対策を講じること。また、雨水・湧水等によりがけ崩れ・土砂流出等の危険がある場合は、排水設備を設置する等、適切な対策を講ずること。

エ 設置場所の雨水は、可能な限り浸透させること。

オ 設置場所の気象状況（気温、湿度、降水量、降雪量、風速等）を勘案した設計とすること。

カ 住民等に与える反射光、熱、稼働音、低周波等の影響を考慮し、生活環境等を害することがないように、適切な措置を講ずること。

キ 設備の配置や色彩等に配慮し、周辺の景観との調和を保つこと。また、尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、山並みの眺望等に影響を及ぼさないようにすること。

(2)設備の管理等に当たり配慮すべき事項

- ア 設置場所に事業関係者以外の者が容易に立入ることがないように、フェンスを設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入りを禁止する表示をする等、安全対策を講ずること。
- イ 設備の定期的な保守点検を行うとともに、防草シートを使用する等、なるべく農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行い、周辺環境への影響がないよう適正な維持管理を行うこと。
- ウ 自然災害やその他の事由により設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。
- エ 廃止したときは、速やかに設備を撤去し、着工前の状態へ復旧すること。また、設備の撤去費用については、第三者預託制度を活用する等、必要額を確保すること。
- オ 災害発生時の安全確保及び通報等速やかに適切な措置が取れるよう緊急連絡体制並びに管理体制を確立し、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先、その他必要な事項を記載した管理看板を見やすい場所に設置すること。

7 届出等

- (1)設置者は、設備の設置等に当たり配慮すべき事項に留意し、事業概要が明らかになった時点で設備の設置等事前協議書（様式第1号）により、市と協議をすること。
- (2)設置者は、設備の設置等届出書（様式第2号）を市長に提出すること。
- (3)設置者は、住民等に対して実施した説明会等の報告書（様式第3号）を作成し市長に提出すること。
- (4)設置者が、事業内容を変更又は中止するとき、また設置者が変更（社名変更、事業の承継、事業用地の分譲を含む。）となるときは、設備の設置等変更・中止届（様式第4号）を市長に提出すること。
- (5)設置者は、設置等が完了したときには、設備の設置等完了届（様式第5号）を市長に提出すること。
- (6)設置者は、設備を廃止したときは、設備の廃止届（様式第6号）を市長に提出すること。

8 住民等に対する調整

- (1)設置者は、設置等の事業概要が明らかになった時点で、設置等の影響を受けると考えられる住民等に対し説明会を実施し、事業の概要や環境・景観への影響等について説明して計画への理解を得られるよう努めること。ただし、太陽光発電設備にあつては、50

k W 未満若しくは現存の建築物に設置するものに関しては、住民等への周知をもってこれに代えることができる。

- (2) 設置者は、説明会及び周知する住民等の対象範囲を市、関係区と協議すること。
- (3) 設置者は、住民等から出された質疑、意見等には誠意を持って対応すること。
- (4) 設置者は、説明会終了後速やかに「住民等に対して実施した説明会等の報告書（様式第3号）」を作成し、当該報告書の内容について対象となる住民等と相互に確認するとともに、確認した事項について出席者に署名を求めるものとする。ただし、集団に向けての説明会を開催したときは、対象となる住民等から選出された代表者の署名をもって代えることができる。
- (5) 設置者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告すること。
- (6) 設置者は、設置等により生活環境等への影響が認められた場合は、誠意を持って対応し、必要に応じて改善のための措置を講ずること。

9 市の施策への協力

- (1) 設置者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。
- (2) 設置者は、設置した設備の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする。

10 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

11 適用

このガイドラインは、平成28年4月1日から適用する。

(改正)

このガイドラインは、令和4年7月1日から適用する。